

磐田市森林等の火入れに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月6日

磐 田 市 長 草地 博昭

磐田市条例第 30 号

磐田市森林等の火入れに関する条例の一部を改正する条例

磐田市森林等の火入れに関する条例（平成 17 年磐田市条例第 186 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中「強風注意報、乾燥注意報又は火災警報」を「強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは火災警報」に改め、同条第 2 項中「とき、又は強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令されたとき」を「場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された場合」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。